

# 法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」

国際協力部教官

矢尾板隼

## 第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）は、2021年11月6日（土）、大学生、法科大学院生及び若手法曹等を主な対象として、公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催しました<sup>1</sup>。本稿は、本シンポジウムの概要について紹介するものです。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

## 第2 本シンポジウム開催の趣旨・背景

本シンポジウムは、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）との共催で開催している「法整備支援連携企画」<sup>2</sup>の一環として行われているものです。

本シンポジウムは、若い世代の方々に法整備支援活動の内容をご紹介するとともに、法整備支援に携わるためのキャリアパスを共に考えることを目的として開催しています。

このため、できるだけ多くの学生や若手法曹の方々に本シンポジウムの開催を知っていただきたく、大学・法科大学院、日本弁護士連合会、独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）東京貿易情報センター等の関係機関にご協力いただき、広報活動を行いました。

関係機関の皆様のご協力により、本シンポジウム当日は約120名もの方々にご参加いただくことができました。週末の午後の時間にもかかわらず多数の方にご参加いただけたことは、どこからでも参加できるというオンラインの利点が活かされた面もあると思いますが、法整備支援や法分野の国際協力に対する若い方々の関心の強さを実感する機会ともなり、我々にとっても大きな励みになりました。

## 第3 本シンポジウムの内容

### 1 講演「法整備支援における長期派遣専門家の仕事～インドネシア・ベトナムの経験から～」

本シンポジウムでは、まず、JICA長期派遣専門家として現在ベトナムに派遣さ

<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年同様オンライン形式で開催しました。

<sup>2</sup> この企画は、2009年に法務省法務総合研究所等が主催したシンポジウムをきっかけとして始まったもので、2012年以降、年間を通じて、①初夏に法整備支援を知るための「入門編」となるセミナー、②夏休みの時期に法整備支援等に関する知識を深めることを主眼とした「サマースクール」（名古屋大学主催）、③秋頃に学生の発表を主体とする「法整備支援シンポジウム」（慶應義塾大学主催）の3企画をそれぞれ開催するという構成で、現在まで続いています。2016年以降に当部が主催している本シンポジウムは、①の「入門編」に当たるもので、当初6月下旬に開催していましたが、昨年度から、新型コロナウイルス感染症の影響等により、開催時期が11月となりました。

また、今年度より、分かりやすさの観点から、連携企画全体の名称を「法整備支援連携企画」と変更しました。

れている横幕孝介さんによるプレゼンテーションが行われました。

横幕さんは、検察官出身で、ベトナムに派遣される以前にインドネシアに派遣されたこともあり、JICA長期派遣専門家として豊富な経験をお持ちです<sup>3</sup>。

講演では、インドネシアとベトナムの相違点に触れつつ、両国での長期派遣専門家としてのご経験や、専門家としての仕事のやりがいなどについてお話ししていただきました。

講演の概要は、以下のとおりです。

3. インドネシアとベトナムを比べてみると 法制度概要	
インドネシア	ベトナム
■政治体制 民主主義	■政治体制 社会主義
■統治構造 権力分立	■統治構造 民主集中・権限分配、党が国家と社会の指導勢力
■司法機関 最高裁判所(その系列)・憲法裁判所	■司法機関 最高人民裁判所(その系列)・最高人民検察院(その系列)
■違憲立法審査権 憲法裁判所	■違憲立法審査権 なし(国会)
■法体系 大陸法系(オランダ法の影響)	■法体系 大陸法系(フランス法、ロシア法の影響)

#### 【横幕さんの講演の様子】

#### (1) インドネシアとベトナムの比較

両国の基礎的な情報として、インドネシアはイスラム教国であるのに対し、ベトナムは仏教国であること、統治機構の構造として、インドネシアは憲法で、司法権の独立を含む三権分立が規定されているのに対し、ベトナムは国会の下に政府や裁判所が位置づけられており、国会を牽制する手段がないことなどの違いがあるのに対し、多民族国家である点は両国に共通しており、多様な民族がいる中で合意を形成することに労力を伴うせいか、ルールを作るためのルールである立法手続について定めた法律や下位法令が存在するなど、合意形成のプロセスを重視しようという姿勢が見られる点は類似しているとのお話がありました。

更に、両国で行われている法整備支援のプロジェクト<sup>4</sup>について、インドネシア

<sup>3</sup> 2016年2月から約2年間インドネシアに派遣され、帰国後に検察官に復帰された後、2019年12月からベトナムに派遣され現在に至っています。

<sup>4</sup> JICAが行っている支援の枠組みとして「技術協力プロジェクト」というものがあります。これは、数年の単位で、専門家の派遣や研修員の受入れ、機材の供与といった手段を組み合わせ一つのパッケージとして支援を実施するものであり、インドネシアやベトナムなどいくつかの国では、法整備支援のプロジェクトが実施されています。以下、単に「プロジェクト」というときはこの技術協力プロジェクトのことを指します。

は横幕さんが赴任された時点で、過去のプロジェクトから約7年ぶりに新たなプロジェクトが開始されるタイミングであった上、内容面でも特許庁と法務省が一緒になって行う新しい枠組みであったのに対し、ベトナムは、1996年以来、継続的にプロジェクトが実施されており、カウンターパートの数も拡大し6つになっているという違いがあるとのことでした。

## (2) インドネシアにおける活動

横幕さんが派遣されたインドネシアの法務人権省法規総局は、それまで日本との協力経験がなかったため、まずは関係づくりをする必要があり、積極的に先方と顔を合わせ、コミュニケーションを取るようにしていたほか、日本での研修の機会を設けたり、日本から出張者が訪れる機会を企画したりされたそうです。

また、プロジェクト本来の活動として、ドラフターという資格を有する法令の起草・審査業務を行う人たちの育成がポイントの一つとなっていたこと、ドラフターの研修施設を訪問してカリキュラムや研修の実情調査を行った結果、日常業務で悩んだときに手早く参照できるようなQ&A方式のガイドブックを作成することとしたこと、ドラフターたちに積極的に参加してもらうため、作成する目的が何か、どのような内容を想定しているのか、作成のために必要な作業が何かを繰り返し丁寧に説明したことを紹介していただきました。

このお話の中で、横幕さんが、法整備支援の仕事について、「本能的に（支援の）相手方に抵抗する気持ちを抱かせることが避けられない性質のものではないか」、「両者（支援国と被支援国）の間の溝を埋めることができるのは、やはり、時間をかけて、一つ一つの地道な活動を通じて、お互いを理解し合うよう努めることを通じて育まれる信頼関係しかないのではないかと思います」と話されたことはとても印象に残りました。

日本の法整備支援については「寄り添い型」と表現されることがあります。仮に一方的にガイドブックの必要性を主張するのみで、被支援国の意見を十分聞き取らないままガイドブックを作成しようとしても、そのようなやり方では、ドラフターの人たちに今までの仕事を否定されたような気持ちを起こさせ、積極的な関与は見込まれず、結果として当事者であるドラフターの問題意識をきちんと反映することも困難でしょうし、横幕さんが話されていたとおり、結局使われないものになってしまう可能性も高いでしょう。そうではなく、信頼関係を育みながら活動を続けていくことで、真に被支援国にとっても意義のある成果を生み出すことができると思いますし、「寄り添い型」と評される所以を見たように思いました。

## (3) ベトナムにおける活動

まず、ベトナムにおける専門家としての仕事については、カウンターパートや関係者の数が多いことから、チーフアドバイザーとして、プロジェクト全体を前に進めるための調整、個別の活動に関する専門家間の役割分担、プロジェクトスタッフの労務管理などといった、マネージング業務の比重が大きかったそうです。

また、横幕さんが赴任されたタイミングが、前のプロジェクト<sup>5</sup>と新しいプロジェクト（現行プロジェクト）<sup>6</sup>が切り替わるタイミングであったため、前のプロジェクトの活動を遂行する業務と、新プロジェクトの策定、開始後の遂行業務などがあったとのことでした。

とりわけ、新プロジェクトの策定については、現地にいる専門家にしかわからない事情も踏まえ、日本側に伝えなければならないこともあり、それによって意見が対立することもあるけれど、それぞれの立場から率直に意見を言い合うことで、全体としてより良い解を見つけ出ししていくことにつながるのではないかと話されていました。

さらに、プロジェクト活動と関連する活動として、ベトナムのハノイ法科大学内に設置されている名古屋大学の日本法教育研究センター<sup>7</sup>で、日本語で日本法を学んでいる学生のゼミを手伝っているというお話もありました。学生の意欲とレベルがとても高く、現在、プロジェクトオフィスで働いている日本語とベトナム語のスタッフも、このセンターのOBとのことでしたので、日本の支援で日本の法学を学んだ学生が、今度はベトナムに対する支援に協力するという、とても素晴らしい循環ができていると感じました。

#### (4) 長期派遣専門家のやりがい

横幕さんは、長期派遣専門家としてのやりがいについて、まず、現地で生活することで、自分の知らなかった世界を体験し、異なる社会のありようやそこで暮らす人々の考え方を知ることができること、法律を通じてその国の仕組みの一端を知ることができること、相手の国を知ろうとすることが、自分の国をより多く知ることにつながっていることなどが、面白く、興味深い点と話されていました。

さらに、法律の専門家として被支援国に派遣されることで、その国の法律の策定や運用を担っている現場の人たちと直接議論する機会を持つことができるが、外国人でありながらそうした場に関与できること自体、とても貴重で恵まれた機会であるというお話もされていました。

横幕さんのおっしゃっていたとおり、法や制度を整備していくことは、その国をどのように形作っていくかということであり、時に繊細な問題をはらむものですから、外国人の立場でその国の法制度整備に関与するというのは通常はできないことだと思います。支援を通して、その国の人たちと真剣に議論を交わし、信頼関係を育みながら、その国にとって何が一番良いのかを一緒に考えて行く、という専門家の活動は非常にやりがいを感じられるものだろうと感じました。

法整備の仕事には非常に時間がかかり、目に見える成果は自分の代だけでは現れ

<sup>5</sup> プロジェクト名は「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」。2014年4月から2020年3月の5年間でプロジェクト期間でしたが、同年12月まで期間が延長されました。

<sup>6</sup> プロジェクト名は「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」。2021年1月から2025年12月の5年間でプロジェクト期間。

<sup>7</sup> 後記3(1)参照。



ないというお話もありましたが、だからこそ、継続することの必要性が大きいということを改めて感じられました。

(5) おわりに

最後に、横幕さんから、長期派遣専門家は、国と国、関係者と関係者の「横の橋渡し」役であると同時に、先代の関係者から、後の世代の関係者に自らの活動を引き継いでいく「縦の橋渡し」役でもあるというお話があり、信頼関係の構築に当たっては、「現地で人が直接触れ合い、お互いの関係を育むという素地があることが不可欠」という言葉がありました。

パンデミックにより、オンラインの会合も頻繁に行われるようになり、場所の移動を要しなくなったため便利になった側面も確かにありますが、やはりオンラインでは代替できない重要な部分もあることを教わりました。

2 パネルディスカッション①「法整備支援への携わり方」

次に、CALEの副センター長で名古屋大学教授の岡克彦先生、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの稲田亜梨沙さん、JICA長期派遣専門家としてカンボジアでご活躍中の金納達昭さん、国際協力部調査員で元ネパールのJICA長期派遣専門家であり、弁護士でもある石崎明人さんという、様々な立場から法整備支援に関与している方々をパネリストにお迎えし、法整備支援への携わり方を示すパネルディスカッションを行いました。



【パネルディスカッション①の登壇者らの様子】

(上段：左からモデレーターの川野麻衣子教官，CALEの岡克彦副センター長，  
JICAの稲田亜梨沙さん，  
下段：左からJICAカンボジア長期派遣専門家の金納達昭さん，  
弁護士・法務総合研究所国際協力部調査員の石崎明人さん)

(1) 法整備支援に携わる方法等

まず、各パネリストの経歴や所属する団体の活動などを踏まえ、法整備支援活動に携わることとなった経緯や携わる方法についてお話をいただきました。

JICAの稲田さんは、難民問題に関心を持ったことをきっかけに、自身の境遇や生まれによって脆弱な立場に置かれた人々の権利を守るためには、法整備、制度づくりが必要だと考えるようになったそうです。大学の法学部、その後大学院での国際法の専攻を経てJICAに入構されたとのことですが、JICAを選んだ理由は、比較的大局的な立場で専門家や国内のリソースを生かしながら、その国の課題解決に携わることができるという点とのことでした。当初は人事部に配属され、今年度より、希望が叶って現在の部署に配属されたそうです。

長期派遣専門家の金納さんは、裁判官出身で、ICD教官を経て現在カンボジアに派遣されていますが、修習生時代にお世話になった裁判官が元ICDの教官であり、法整備支援について話を聞いたことや、裁判官任官後に留学した経験などから、日本と異なる文化圏で活動したいと考えていたところ、人事異動の希望として出していた長期派遣専門家になることができたとのことでした。

どちらも所属組織の人事の関係もあり、もちろん希望がいつも叶うわけではないと思いますが、他方、希望されていたからこそ現在の活動があるのでしょうかし、希望を持ち続けることの重要性を感じました。

弁護士の石崎さんは、元々バックパッカーで中東やアジア、アフリカを一人で何か月も回っていたそうですが、弁護士を目指しつつ開発途上国に関わりたと思っていたところ、ロースクールで法整備支援の講義を受けたことをきっかけに、弁護士としてある程度修行を積んだ後に法整備支援に関わることを決めていたそうです。弁護士は公務員等とは違って自由業ということで、全て自己責任で行うことができ、JICAの長期派遣専門家、JICA本部の特別嘱託として行う仕事、日弁連の活動、CALEの活動など様々あるそうですが、いずれも募集がかかればメーリングリスト等で広報がされるためそれに応募するという形で法整備支援に携わるそうです。

CALEの岡先生からは、主にCALEの日本法教育センターで法学講師として働くことによる支援への携わり方を紹介していただきました。日本法教育センターは、現地の法学部生から日本法に関心を持っている学生を募集し、1年生は言語としての日本語を、2年生は日本文化や日本の制度の基本的な考え方をそれぞれ学び、それらをベースにして3・4年生からはいよいよ日本語による日本法入門を学び、日本法の知識と問題点、そして法学一般の考え方を習得するという機関ですが、法学講師はこの3・4年生が学ぶ日本法入門を担当するそうです。法学講師の応募資格としては、法学修士の学位を取得していることまたはこれに準ずる研究業績を有していること、あるいは司法試験に合格し、法曹としての仕事を具体的に担っていることまたはこれに準ずる職業経験があることが最も基本的な応募資格となり、採用された場合には、ベトナム、ウズベキスタン、モンゴル、カンボジアの4か国のいずれかのセンターに派遣されるというのが岡先生のお話でした。

## (2) 法整備支援に必要な能力・経験

法整備支援の活動に携わるに当たってどのような能力が求められるか、どのような経験が活かしているかについてもそれぞれご意見をいただきました。

まず、もっとも気になるのが語学の点だと思いますが、金納さんによれば、カンボジアでは、カンボジアには英語が得意な方がそこまでいないということもあり、業務の中で英語はあまり使わず、日本語がわかる現地のスタッフなどを介してやり取りすることが多いとのことでした。

他方、石崎さんからは、必要とされる語学のレベルは国によってかなり異なり、ネパールは皆さん英語が堪能なので、通訳をつけずにずっと英語でやり取りをされていたそうです。また、どの国に行っても英語で文章を読んだり、現地のニュースを読んだりすることもあるため、英語はできた方が良いと話されていました。

稲田さんからは、JICAの新卒採用において、TOEICのスコアなどが要求されているわけではなく、入構後に英語の研修を受ける機会もあるので、英語に苦手意識を持っていても気軽に採用試験を受けてもらえるのではないかとのこともありました。

その他に必要な能力や経験などについて、稲田さんは、JICAにおいては、法整備や制度運用に関するリソースが国内にどのようなものがあるか、それをどのようにJICAの事業に活用できるか、そういう方たちをどのように巻き込むべきかを日々考えながら仕事を進めていく必要があるため、国際協力の魅力を伝えるプレゼンテーション能力が必要になると感じているとおっしゃっていました。

また、金納さんや石崎さんからは、いずれも法曹としての実務経験についてのお話があり、活動の中で実務上の問題点にどう対処していくかが議論になるところ、日本ではそうした問題点にどう対応しているのか、どのように法律を適用して結論を出すのかということを経験として知っていることが重要だとおっしゃっていました。

さらに、岡先生からは、日本法教育センターの講師を務める方の経歴についてお話があり、かつてはアジア法学者などの研究者が多かったけれども、最近は弁護士の方が増えているそうで、中にはJICAの長期派遣専門家としての経験や、海外での留学経験を持っている方もいるそうです。岡先生のお話によれば、法学講師として教えることを通じて法学や日本法を再認識し、あるいは現地の人たちの目線に立って考えることで視点が転換するきっかけとなることもあり、今後のキャリアアップを考える上で法学講師を目指すことも一つの大きな在り方であるとのことがありました。

## (3) 法整備支援を担う次世代に向けて

パネリストから、参加者へのメッセージもそれぞれいただきましたが、まず、岡先生からは、法整備支援にどういう人が携わっているかを見ていただいたが、「支援の主体」、いわゆるアクターの立場はどうあるべきなのかを考える視点が新たに

必要だというお話がありました。

稲田さんは、国際協力への携わり方は非常にさまざまで、専門家や法律実務家のように、法律という分野のプロフェッショナルとして最前線で活動するという方法だけでなく、JICA職員として、対象国の課題を解決するためにいろいろなリソースを巻き込んで、最適な解決策は何かを考えアプローチするという携わり方もあるので、自分が心惹かれる形で国際協力や法整備支援に携わってほしいと話されていました。

金納さんは、カウンターパートとの間の人と人とのつながりが非常に大事であり、カンボジアから日本に帰国した後も、そういうつながりを何とかして続けていきたいと話され、参加者が仮に海外に行かずに日本でのキャリアを選んだ場合であっても、例えば留学生が来たら話を聞かせてあげるなど、ぜひオープンな気持ちで接し、海外の方とのつながりを見つけていただきたいとお話しされました。

そして、石崎さんからは、自分自身、外国語や英語に対する心理的なハードルが高く、今も怖いので英語の勉強は毎日している、元々特殊な適性がある人がやる仕事というわけでもないと思うので、尻込みせずにせっかく持った関心を大事にしてほしいというのが一番言いたいというお話がありました。

### 3 パネルディスカッション②「法整備を支援するとは～ラオスの活動～」

プログラム本体の最後として、支援対象国の一つであるラオスを取り上げ、ラオスに対する支援に関与してこられた方をパネリストとしてお招きし、法整備支援が一体どういうことを目指しているのか、どういうことを成し遂げてきたのかを示すパネルディスカッションを行いました。

パネリストは、慶應義塾大学大学院法務研究科の教授で、民法や開発法学を専門とし、ラオス支援の最初期である2002年から現在に至るまで継続的にご尽力いただいている松尾弘先生、弁護士出身で、現在は高松国税不服審判所の審判官として勤務されており、JICA長期派遣専門家として2010年7月から2017年6月の7年間にわたってラオスに派遣されていた石岡修さん、ラオス出身で、日本に留学されて神戸大学法学部で法学を学び、現在は弁護士資格も持ちながら通訳としてプロジェクト活動にご協力いただいているマノデート・チュンタボンさん<sup>8</sup>、検察官として各地方検察庁での勤務後、2013年4月からICDの教官として勤務し、JICA長期派遣専門家として、2015年6月から2018年3月までの3年弱ラオスに派遣されていたICDの須田大副部長の4名です。

---

<sup>8</sup> ラオス支援に携わっている関係者の間では、「ヤックさん」の愛称で親しまれているため、本稿でも以下「ヤックさん」と記載させていただきます。





【パネルディスカッション第2部の登壇者らの様子】

(上段：左からモデレーターの本職，慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授，元JICA長期派遣専門家（ラオス）で国税不服審判所審判官の石岡修さん，  
下段：左から弁護士兼通訳のマノデート・チュンタボンさん，  
須田大国際協力部副部長)

(1) ラオスに対する法整備支援の概要

まず須田副部長より，ラオスに対する法整備支援の概要を紹介いただきました。

1998年，ラオス政府側からの要請を受け，現地セミナーや日本に研修員を招いての研修を行う形で支援が開始されましたが，その後3つの技術協力プロジェクトが実施されてきた<sup>9</sup>という紹介をしていただきました。そしてこれらの活動により，民法や商法の教科書，法律辞書，判決マニュアル，民法の事例問題集やハンドブック，民訴法・刑訴法のチャートやハンドブック，模擬事件記録というケースファイル，更には経済紛争解決法や労働法のハンドブック，刑事事件に関するQ&A集など多数の成果物が完成しました。

そして，ラオス支援を語る上で欠かせない成果が，民法典の成立です。これについては，石岡さんにご紹介いただきましたが，2010年に開始された法律人材育成強化プロジェクトの開始前から，民法典の起草支援についての要望は出されていたそうです。しかし，当時は時期尚早とのことで，まずは人材を育成する方向で新しいプロジェクトが始まったそうなのですが，その後，2012年に改めてラオス側から打診があったため，プロジェクトを途中で拡大する形で民法典起草支援が開始されたとのことでした。

さらに石岡さんは，この民法典起草支援は人材育成の枠組みの中で行ったものなので，支援を行う日本側で法律案を作ってしまうようなことはせず，ラオス側に，自分たちで考えて決定してもらい，オーナーシップを持ってもらうということを最も重要視して活動したともおっしゃっていました。その理由は，「法律はその国の

<sup>9</sup> 2018年7月より，ラオスにおける4つ目のプロジェクトとなる「法の支配発展促進プロジェクト」が開始され，現在も継続中です。

実務の在り方にマッチしていないと実際には使えない」、「その国の法律の運用を担っていく実務家、裁判官や役人が理解していないと、全く意味がない」という点です。

法整備支援の分野でよく言及されることですが、支援を行う側が一方的に作った法律を押しつけるようなやり方では、支援が終わればそれ以上、法や制度を発展させていくことは困難です。持続可能な形で発展させていくためにも、人材育成という観点が大事にされてきたのだと感じました。

なお、ラオス民法典については現行プロジェクトの期間中である2018年12月に成立し、2020年5月に施行されました。

## (2) 民法典起草支援前、成立後のラオスの課題

民法典起草支援を含む、ラオス支援の概要については、前述の通りですが、民法典制定前のラオスの状況や課題について、松尾先生からご説明をいただきました。

「民法典」がなかったからといって、民事関係の法律がなかったというわけではもちろんなく、ラオスでは1986年に社会主義体制に市場経済を取り入れるという決定がされて以降、実質民法を構成する所有権法、契約法、契約外債務法、家族法、相続法といった個別単行法ができていたとのことでした。他方、必ずしも各法律の規定間に整合性があるわけではなく、統一的な用語がなかったため、民法典に統一していくことは非常な苦勞を伴ったそうです。

成立したラオス民法典の最大の特徴として、民法総則が創出され、法律行為・代理・時効の統一規定が導入されたこと、法律行為概念が導入されたので、行為能力についての法規定が統一的に説明され、絶対無効・相対無効についての規定、相対無効に対する第三者保護の規定、それから表見代理の規定が新規に制定されたことなどを説明され、他方、残された課題として、物権と債権がそれほど明確には区別されておらず、例えば他人物売買が有効か否かは今でも議論があること、即時取得が認められていないなど、取引の安全についての規定は更なる検討が必要であることについても言及がありました。

支援によって解決してきた課題については、通訳を務められていたヤックさんからもお話をしていただきましたが、具体例として、物権の部分に関して「物」、「財物」、「財産」といった別々の言い方があり、用語の統一が非常に難しかった、最終的には「物」に統一したが、そこにたどり着くまでに活発な議論があった、その他にも地上権や地役権など、ラオスにとって新しい概念については、今まで登場しなかった新しいラオス語の用語も作ったというお話があり、活動の現場での葛藤などが垣間見えるようでした。また、ヤックさんは、人材育成がしっかりできたので、将来どのような課題が出てきたとしても、ラオス人同士が話し合っ、時には日本側の先生に相談しながら解決できると思うとおっしゃっていましたが、支援を見続けてきたラオス人の側からこのような言葉をいただけることは、日本側関係者にとって非常に心強いことだと思いますし、支援する上で大切にしてきたものがきち

んと伝わっていることの証左だと感じられました。

### (3) 法整備支援の苦労や魅力

次に、活動を継続していく中での苦労や障害、あるいは良かった点や魅力などについてもお話をうかがいました。

まず、石岡さんからは、「やってもらう」ということが大変だった、というお話がありました。前述のとおり、ラオス側のオーナーシップを大切にされていたとのことで、まず問題意識をなんとかして持ってもらう、その上でインプットや議論をする、更なる問題意識を投げかけるという方法で議論を進めていくそうなのですが、時に非常にもどかしく、あるいはなかなか動かないということもあったそうです。

やりがいの一つとして、石岡さんが紹介されたのは、人が変わっていくのを目の当たりに出来る、ということでした。民法起草の段階で、キーマンとなる役職の高い方を呼んで議論をする際、最初は一緒に活動をしていた人たちが黙ってしまっていたのが、一年ほどしてから同じような場面で再び議論をすると、以前は下を向いていた人たちが、そのキーマンに自分の意見をぶつけるようになったというエピソードを紹介していただき、社会が動くダイナミズムのようなものを感じられたとのお話でした。

松尾先生やヤックさんからも、支援によって感じられた変化の一例として、担保取引の部分について紹介をしていただきました。民法典成立の最終段階にいたって、世界銀行の国際金融公社（IFC）が担保モデル法を提示し、これを導入すべきという見解を示したそうです。これに対し、ラオス側がイニシアチブをとって最後の最後まで議論を重ね、実務面ですぐには受け入れられないため時間をかけて研究しようということになり、IFCの案は受け入れなかったとのことで、松尾先生からは、「人づくりという意味で前進が見られると言ってもいい」と思ったというお言葉がありました。

また、須田副部長からは、通訳との共同活動について紹介をしていただきました。ヤックさんについて、本稿でも通訳として紹介をしておりますが、ラオス側のメンバーが納得しているかどうか、どこに疑問を感じているのかということ非常に分析的に教えてくれ、通訳を超えた、ラオス側メンバーと日本側メンバーの橋渡しをされていた、そういった役割の方々の方がいたからこそ、仕事がうまく回っていたというお話をされていました。

これまで複数の方のお話にもあったとおり、法整備支援は長い時間のかかる、あるいは大きな苦労を伴う事業であると思います。そのような中で色々な立場から、一緒になって支援活動に取り組んでいけるメンバーがいるというのはとても心強いことだという以上に、仕事をする上での大きなやりがいにつながるのだろうと感じました。



#### 第4 おわりに

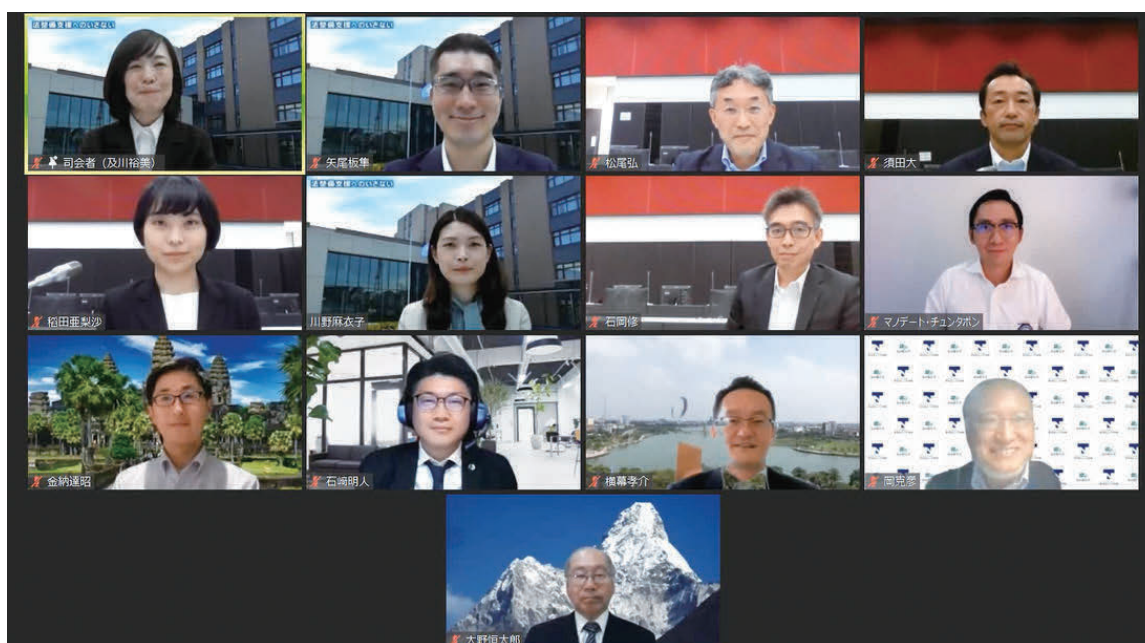
おかげさまで、本シンポジウムには、多くの方々にご参加いただくことができました。

参加者からは、「日本がどのような姿勢で法整備支援に取り組んでいるのか、また、それぞれの専門家が協力しながら支援を進めている状況を知ることができ、とても勉強になりました」、「基本的な内容からハイレベルな内容、少しでもお話まで盛り込まれており、大満足でした」などの感想をいただきました。

今回のシンポジウムは、あくまでも、法整備支援の世界に「いざなう」ものです。実際にこの世界に飛び込んでみれば、まだまだ見えていない魅力、やりがいを多く体験できるものと思います。本シンポジウムが、ご参加いただいた皆様にとって、法整備支援や国際協力の分野への興味や関心を強めていただくきっかけとなり、またご自身のキャリア形成を考える際の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、お忙しい中、登壇をご快諾いただきました登壇者の皆様、法整備支援の意義や本シンポジウムの趣旨をご理解いただき、共催・後援いただくとともに広報活動にもご協力いただきました関係機関の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。



【登壇者らの記念撮影】

(上段左端は司会の及川裕美教官，三段目右から二番目は J I C A 長期派遣専門家の横幕孝介さん，下段は閉会挨拶をしていただいた I C C L C の大野恒太郎理事長)